

[佐賀県庁ホームページ](#) > [記者発表資料](#) > 記者発表資料 平成23年5月 > 麓刑務所で複数の結核患者が確認されました



PRESS RELEASE

平成23年5月31日
健康増進課
感染症・新型インフルエンザ対策推進担当
担当者 末次・永尾
内線 1836 直通 0952-25-7075
E-mail: kenkouzoushin@pref.saga.lg.jp

麓刑務所で複数の結核患者が確認されました

鳥栖保健福祉事務所管内の麓刑務所で、入所者から4名の結核患者と、入所者及び職員から69名の感染者が確認されました。

県では、当該刑務所と連携して、患者と接触があった入所者及び職員について感染状況の調査及び健康診断を行い感染拡大防止に努めています。

なお、今回は当該刑務所内での事例のため、周辺地域に影響を及ぼすものではありません。

また、この情報提供は、広く結核に対する啓発と注意喚起を目的に行うものです。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条において求められているように、患者の人権尊重には御配慮、御理解いただきますようお願いいたします。

1 概要

(1) 発生施設

法務省 麓刑務所 (鳥栖市山浦町2635)

(2) 初発患者の概況

- 当該施設に入所していた30代女性が肺結核と診断され、平成23年4月5日に鳥栖保健福祉事務所へ発生届がありました。
- 現在、この患者は医療設備の整った他の刑事施設に入所して、結核の治療を受けています。

(3) 接触者に対する健康診断の概況

- 初発患者の発生に伴い、麓刑務所と鳥栖保健福祉事務所では、積極的疫学調査として接触者501人(入所者及び職員)に対して、4月26日から接触者健康診断(QFT検査、胸部X線撮影)を実施してきました。
- これまでの接触者健康診断の結果、患者3名及び感染者(QFT検査陽性)69名が確認されました。
- 今後、更に確実に感染者を把握するために、4月に実施したQFT検査で感染が確認された(QFT検査陽性)以外の者に対し、7月に再度QFT検査を実施します。
- なお、これらの患者及び感染者について、感染経路の特定のために更に疫学調査を進めるとともに、患者の結核菌の遺伝子検査を実施します。
- 調査の結果、厚生労働省が報告を求める集団感染の定義を満たした場合には、厚生労働省に対し正式に報告します。

【参考：患者及び感染者の状況】

	年代・性別	届出年月日	備考
患者(初発)	30代・女性	H23.4.5	治療中、入所者

患者	60代・女性	H23.5.2	治療中、入所者
患者	60代・女性	H23.5.13	治療中、入所者
患者	60代・女性	H23.5.27	治療中、入所者
感染者 (69名)	20代～70代	—	入所者63名(女性) 職員6名(男性2名、女性4名)

2 感染者等に対する今後の対応

- 現在、経過観察が必要な入所者については、刑務所において、定期的に経過観察を行っています。
- すでに退所している者のうち、入所中に感染の可能性が考えられる者に対しては、麓刑務所及び鳥栖保健福祉事務所から健康診断の受診を呼びかける通知を行っているところです。
- 今後退所する者及び職員のうちで経過観察が必要な者については、麓刑務所と鳥栖保健福祉事務所とが連携し、住所地の保健所等で継続した経過観察が受けられるよう支援していきます。

3 お知らせ

- 平成22年10月以降、麓刑務所に入所されていた方で、現在すでに退所された方は、今回の状況を説明しますので、麓刑務所に連絡してください。

【連絡先】

・麓刑務所 総務部 TEL 0942-82-2121

4 結核とは

- 結核は、たんの中に「結核菌」が出ている患者さんの、せきやくしゃみで飛び散ったしぶきを吸い込むことにより感染します。
- その結核菌が、病巣をつくり、その中で増え始めると「結核を発病」した状態になりますが、結核に感染してもすべての人が発病するわけではありません。感染者のうち、約1割が発病すると言われています。そのうち8割は、2年以内に発病すると言われています。
- 結核の主な症状は、咳、たん、発熱、胸痛などの呼吸器症状ですが、初期症状はかぜとよく似ているので、見逃されることがよくあります。咳や痰が2週間以上続いたら、結核を疑って早めに医療機関を受診することが必要です。
- 結核菌に感染しても、からだの免疫機能が十分に働いていれば、発病は抑えられます。一般的に、糖尿病などでからだの免疫機能が低下している方は結核を発病しやすいと言われています。
- 現在、結核はよく効く薬が開発され、3～4種類の薬を6か月～12か月確実に服薬すれば治る病気になりました。ただし、薬剤の選択が不適切であったり、服薬を途中で止めたり飲み忘れたりすると「耐性菌」となり治療できる薬が少なくなるため、手術や長期の入院・治療が必要になることもあります。

5 最近の県内の結核集団感染事例

公表月	集団の種別	発生数
H10年10月	病院（精神）	患者18名、感染者35名
H14年12月	事業所	患者7名、感染者43名
H15年9月	役場職員・サークル	患者1名、感染者30名
H16年5月	病院（精神）	患者4名、感染者7名
H16年10月	高校	患者3名、感染者15名
H23年2月	病院、医院（内科 他）	患者8名、感染者41名

H23年 4月	医療機関	患者 3名、感染者 5名
---------	------	--------------

【参考：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

(国及び地方公共団体の責務)

第三条

国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重しなければならない。

[↑ ページの先頭に戻る](#)

平成23年5月の記者発表一覧へもどる